

スキルアップ再就職準備支援補助金

スキルアップ講座受講料の20%を兵庫県が補助します

- **補助金額** 教育訓練講座の経費(入学科+受講料)の20%に相当する額(上限10万円)
- **対象となる人は?** 県内在住で、再就職のため必要な資格・知識・スキルを習得する目的で、指定された講座を受講・修了した人。雇用保険の給付制度では支給対象とならない人。
- **どんな講座が対象?** 情報、事務、サービス、介護・福祉、保健衛生関係など様々な分野の職業能力アップを支援する講座が指定されている。

☎兵庫県立男女共同参画センター・イーブン

☎078・360・8550

ホームページ <http://www.hyogo-even.jp/>

男女共同参画市民講座を開催します

第1回

11月7日(土) 午後1時30分～3時

「子どもの絵が教えてくれること」

講師：関西福祉大学教授 半田 結氏

場所：赤穂市民会館大会議室

第2回

11月14日(土) 午後1時30分～3時

「認知症への理解とその予防」

講師：松本クリニック院長 三上雅美氏

場所：赤穂市民会館大会議室

※各回とも定員60名、参加無料で事前申込み不要です。どうぞお気軽にお越しください。

☎市民対話課 人権・男女共同参画係

☎43・6818



- DVに関する相談窓口
- 赤穂市女性交流センター ☎43・7800
 - 赤穂市市民対話課 ☎43・6818
 - 兵庫県女性家庭センター ☎078・732・7700
 - 兵庫県立男女共同参画センター 女性のためのなやみ相談 ☎078・360・8551
 - 兵庫県警察本部ストーカー・DV相談 ☎078・371・7830
 - 神戸地方検察庁 女性の人権センター ☎0570・070・810
- ※各警察署(生活安全課)でも相談することができます。

☎市民対話課 人権・男女共同参画係 ☎43・6818

パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか

一人で悩まず、まずは、相談してください！

暴力を振るわれる人にも問題があるのでしょうか？

「私が悪いから」「私の努力が足りないから」と思い悩む事はありません。いかなる場合でも、暴力を振るうことは許されません。

加害者の特徴は？加害者は特別な人ですか？

加害者に特別なタイプはなく、年齢、学歴、職業など関係ありません。加害者は外面がよく、「えっ、あの人が」と思うような人が実は加害者である場合があります。

平成28年度 幼稚園・保育所等の利用申し込みのお知らせ

☎教育委員会 こども育成課 ☎43・7065

幼稚園、保育所、認定こども園の来年度入園、入所の申し込みが始まります。幼稚園等を利用するためには、支給認定申請が必要ですが、入園等の申し込みと一緒に各施設で受け付けます。

幼稚園

- **入園資格** ▷学齢前1年児(年長児)平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ ▷学齢前2年児(年少児)平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ ▷就園区域は小学校区に準じます。
- **願書等の配布** 各幼稚園及び教育委員会こども育成課で配布しています。
- **願書受付** 10月15日(木)、16日(金)の2日間、午後2時30分～5時30分まで、各幼稚園で受け付けます。

詳細については、各幼稚園にお問い合わせください。

赤穂幼稚園	☎42・2615	御崎幼稚園	☎45・1055
城西幼稚園	☎42・0531	坂越幼稚園	☎48・8124
塩屋幼稚園	☎42・0213	高雄幼稚園	☎48・7185
赤穂西幼稚園	☎45・1006	有年幼稚園	☎49・3537
尾崎幼稚園	☎42・5292	原幼稚園	☎49・3538

現在、市の公立幼稚園では4、5歳児保育を実施しており、3歳児保育は実施していません。就労等により家庭で保育ができない場合は、預かり保育を利用していただくことができます。

保育所

- **入所要件** 保育の必要性の認定(※1)で保育の必要があると認定された、生後6ヵ月から小学校就学前までの児童
 - **申込用紙等の配布** 10月13日(火)から各保育所及び教育委員会こども育成課で配布します。
 - **申込受付** 各保育所で次のとおり実施します。申し込み時は児童同伴をお願いします。
 - **利用決定** 保育所の利用決定は、来年2月上旬を予定しています。
- 来年4月から私立あおぞら保育園(中広1709番地3)が認可保育所として新設される予定です。こちらを希望される場合、申込用紙の配布等は、あおぞら保育園にお問い合わせください。なお、あおぞら保育園は生後3ヵ月からの入所が可能です。
- **あおぞら保育園の入所申し込み** 12月1日(火) 午前9時30分～午後2時

市民会館 第4会議室

☎あおぞら保育園 ☎45・0739

赤穂保育所	☎42・3368 定員90人
塩屋保育所	☎42・0323 定員60人
尾崎保育所	☎42・2297 定員60人
御崎保育所	☎42・3338 定員45人
坂越保育所	☎48・8458 定員45人
有年保育所	☎49・2297 定員45人

定員の都合上、公立、私立保育所を合わせて利用調整(入所の調整)を行いますので、希望の保育所に入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。 ※平成28年度中に育児(産後)休暇明けにより職場復帰するなど、年度途中で入所予定の方もお申し込みください。

認定こども園

赤穂あけぼの幼稚園では、1歳6ヵ月からの保育が必要な児童、満3歳以上の教育を希望する児童の入園を募集します。保育が必要な児童は、保育所利用希望者と合わせて利用調整を行います。詳しくは、こども育成課又は赤穂あけぼの幼稚園にお問い合わせください。

(※1) 保育の必要性の認定

幼児の年齢や保育が必要な事由、保育の必要量によって、1～3号までの認定を受け、その区分によって利用できる施設が決まります。

- 1号認定 お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合 【利用先】幼稚園、認定こども園
- 2号認定 お子さんが満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 【利用先】保育所、認定こども園
- 3号認定 お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 【利用先】保育所、認定こども園

★市外の施設、認可外保育施設等について

市外の保育所や幼稚園、認定こども園を利用する場合も、赤穂市での手続きが必要です。認可外保育所や事業所内託児所については、各施設に直接お問い合わせください。